

平成27年度民事事件担当裁判官事務打合せ

争点整理の結果の記録化（手続調書等）

※提出された調書等のうち、争点整理案及び調書に争点整理案を引用したものは省略した。

調書1	1
調書2	3
調書3	4
調書4（人証調べ前）	6
調書5（人証調べ前）	8
調書6（弁論終結時）	10
調書7（弁論終結時）	13

裁判官認印

第 2 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

事 件 の 表 示 平成〇年(ワ)第〇号

期 日 平成〇年〇月〇日午前〇時〇分

場 所 等 ○○地方裁判所民事第〇部準備手続室

裁 判 官 ○ ○ ○ ○

裁 判 所 書 記 官 ○ ○ ○ ○

出頭した当事者等 原告代理人 ○ ○ ○ ○

被告代理人 ○ ○ ○ ○

指 定 期 日 平成〇年〇月〇日午後〇時〇分

当 事 者 の 陳 述 等

原 告

平成■年■月■日付け準備書面陳述

被 告

平成■年■月■日付け準備書面2中、第2の2に「被告は、かねてから」とあるのを「原告は、かねてから」と訂正のうえ、陳述

原 告

1 平成■年■月■日付け準備書面陳述

2 原告本人の陳述書を平成■年■月■日までに提出する。

被 告

1 被告本人及び訴外Aの各陳述書を平成■年■月■日までに提出する。

2 本件における被告の主張は、次の3点である。

- (1) 被告は、Aが既婚者であることを平成■年■月■日に初めて知ったのであり、それまではこれを知らずに交際していた。
- (2) 原告は、Aと被告の交際を黙認していた。
- (3) 原告夫婦の婚姻関係が破綻したのは、Aと被告の交際によるもので

はない。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

裁判官認印

第 1 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

事 件 の 表 示

期 日 平成〇年〇月〇日午前〇時〇分

場 所 等 ○〇地方裁判所第〇民事部準備手続室

裁 判 官 ○ ○ ○ ○

裁 判 所 書 記 官 ○ ○ ○ ○

出頭した当事者等 原告代理人 ○○
被告代理人 ○○

指 定 期 日 平成〇年〇月〇日午後〇時〇分

当 事 者 の 陳 述 等

原告

原告第3準備書面（平成■年■月■日付け）陳述

被告

被告第四準備書面（平成■年■月■日付け）陳述

当事者双方

人証申請と陳述書を提出する。

裁判官及び当事者双方

次のとおり、本件の争点を確認した。

- (1) 被告が訴外■と性交渉を持っていた時期
- (2) 原告と訴外■との婚姻関係の破綻の時期

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

裁判官認印

第8回弁論準備手続調書

事件の表示 平成〇年(〇)第〇号(第1事件),

平成〇年(〇)第〇号(第2事件)

期日 平成〇年〇月〇日午前〇時〇分

場所等 ○○地方裁判所第〇民事部準備手続室

裁判官 ○ ○ ○ ○

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

出頭した当事者等 ○ ○ ○ ○

指定期日 平成〇年〇月〇日午後〇時〇分

当事者の陳述等

被告■

平成■年■月■日付け準備書面5陳述

裁判官及び各当事者

本件返却約束金に関する争点は次のとおりである。

- (1) 第2事件被告■が返却約束金1を支払う債務を負うか否か。
- (2) 第2事件被告■が返却約束金1の支払について連帯保証したか否か。
- (3) 返却約束金2について、亡■, 第1事件原告・第2事件被告■■及び第2事件被告■の3者間で、その合意が成立していたか否か。
- (4) 第2事件被告■が返却約束金2の支払について連帯保証したか否か。
- (5) 返却約束金1の事業利益を算出するにあたり3226万円を経費として考

慮すべきか否か。

(6) 返却約束金の支払合意が公序良俗に反するものといえるか否か。

(7) [REDACTED]による権限濫用があり、それを[REDACTED]が知っていたか否か。

(準備事項)

原告

- 1 被告[REDACTED]に対する訴えは、取下げを検討する。
- 2 上記のとおり確認した争点に沿って主張を整理した準備書面

被告[REDACTED]

- 1 返却約束金 1 にかかる物件及び同 2 にかかる物件について、物件目録を作成して特定する。
- 2 代物弁済に関する主張
- 3 上記のとおり確認した争点に沿って主張を整理した準備書面

(以上提出期限：[REDACTED]月[REDACTED]日)

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

裁判官認印

第6回弁論準備手続調書

事件の表示

期	日	平成〇年〇月〇日午前〇時〇分				
場	所	等	〇〇地方裁判所第〇民事部準備手続室			
裁	判	官	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
裁	判	所	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
出頭した当事者等			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

指定期日 平成〇年〇月〇日午後〇時〇分 口頭弁論

当事者の陳述等

裁判官及び当事者双方

1 証拠調べによって証明すべき事実を次のとおり確認した。

- (1) 被告■の原告に対する違法なパワハラ行為の有無
- (2)
 - ① 原告の従事した作業は、その性質上、日常的に従事すると手首等に対して著しい負荷となる過酷なものであったか。
 - ② 原告の従事した作業によって生じた後遺障害は、被告会社の安全配慮義務違反に基づくものであるか。
 - (3) 平成■年■月以降、被告会社が、原告に対し、その勤務場所を異動なし職務内容を変更等しなかったことが、安全配慮義務の趣旨に照らして違法な対応であったか。
 - (4) 原告の損害額
- 2 次回口頭弁論期日に次の順序及び尋問時間で証拠調べを行う。

- (1) 被告本人（被告申出，主尋問 30 分，反対尋問 30 分）
- (2) 証人 [REDACTED]（被告申出，主尋問 15 分，反対尋問 15 分）
- (3) 証人 [REDACTED]（被告申出，主尋問 15 分，反対尋問 15 分）
- (4) 原告本人（原告申出，主尋問 30 分，反対尋問 30 分）

証拠関係別紙のとおり

裁判官

弁論準備手続終結

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

裁判官認印

第 7 回 弁 論 準 備 手 続 調 書

事 件 の 表 示	平成〇年（ワ）第〇号, 平成〇年（ワ）第〇号, 平成〇年（ワ）第〇号
期 日	平成〇年〇月〇日午前〇時〇分
場 所 等	〇〇地方裁判所第〇民事部準備手続室
裁 判 官	○ ○ ○ ○
裁 判 所 書 記 官	○ ○ ○ ○
出頭した当事者等	原告兼A号事件被告（以下「原告」という。）代理人 ○○ 同代理人 ○○ 被告兼B号事件参加人 ○○ 被告ら及びA号事件原告並びにB号事件参加人ら（以下「被告ら」という。）代理人 ○○ B号事件参加人ら代理人兼被告ら及びA号事件原告復代理人 ○○
指 定 期 日	平成〇年〇月〇日午後〇時〇分 口頭弁論

当 事 者 の 陳 述 等

原告

- 1 平成■年■月■日付け準備書面6及び同月■日付け準備書面7各陳述
- 2 株券が被告会社において保管されていることは争わない。

被告ら

- 1 平成■年■月■日付け準備書面(7)及び同年■月■日付け準備書面(8)各陳述
- 2 本件で帰属が争われている株券は被告会社において保管されている。

A号事件原告

平成■年■月■日付け準備書面(2)陳述

当事者双方及び裁判官

- 1 本件の主要な争点は、①「社員・役員持株に関する覚書」の有効性、②本件株式売買予約の有効性と■による予約完結義務の不履行の有無及び③上記②の不履行による損害額であることを確認する。
- 2 次回期日において、次の順序及び時間により人証調べを行う。

原告兼A号事件被告■ (主尋問20分、反対尋問10分)

証人■ (主尋問20分、反対尋問10分)

被告会社代表者兼被告■ (主尋問20分、反対尋問25分)

被告兼A号事件原告■ (主尋問20分、反対尋問25分)

証拠関係別紙のとおり

裁判官

弁論準備手続終結

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

裁判官認印

第3回口頭弁論調書

事件の表示	平成〇年(ワ)第〇号
期日	平成〇年〇月〇日午前〇時〇分
場所及び公開の有無	〇〇地方裁判所第〇民事部法廷で公開
裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判所書記官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
出頭した当事者等	原告 甲 被告代表者 乙
指定期日	平成〇年〇月〇日午後〇時〇分

弁論の要領等

原告

平成■年■月■日付け準備書面陳述

裁判官及び当事者双方

別紙のとおり主張を整理した。

証拠関係別紙のとおり

裁判官

弁論終結

裁判所書記官

別紙

請求原因とこれに対する認否・反論は次のとおりである。

(1) 訴外 A は、 ■■ 地方裁判所に、原告を相手方として、 X ビル（以下「本件ビル」という。）の明渡等を求める訴訟（平成 ■■ 年（ワ）第 ■■ 号建物明渡等請求事件。以下「別訴」という。）を提起した。

←認める。

(2) A は、別訴において、①本件ビル地下 1 階の水道の子メーターは存在せず、水道の子メーターは 3 個である、②本件ビル 1 階子メーターは、原告の使用する歯科医院でのみ使用している、などと虚偽の主張をし、当該主張を裏付ける証拠として、甲第 24 号証と題する図面（甲 1。以下「本件図面」という。）を提出した。

←不知である。

(3) しかし、本件ビルには、本来、 4 個の水道子メーターが設置されるべきである。また、本件ビルの設計者である B 工務店の C は、本件ビルの水道の子メーター 4 個を設置したと証言している。さらに、本件ビル 1 階の子メーターは、原告の使用する歯科医院のみならず、地下 1 階、テナント他にも給水している。したがって、 A の上記(2)の主張は虚偽である。

←第 2 文は不知であり、第 1 文、第 3 文及び第 4 文は否認する。

本件図面に記載されている水道子メーター数は 3 個であり、何を根拠に原告が本来あるべき数を 4 個と主張されたのか不明である。また、本件図面からは、本件ビル 1 階の子メーター以降の水道管が、地下 1 階のテナント他にも給水しているとはいえない。

(4) しかるに、被告は、 A の不法行為、証拠のねつ造に加担し、内容虚偽の本件図面を作成した。

←被告が本件図面を作成した事実は認め、その余の事実は否認する。

被告は、本件ビル建設当時の平成■年ころ、設備設計図に基づいて本件図面を作成し、■上下水道部に提出した。しかし、被告は、本件ビルの完成・引渡後、本件ビルの水道工事を行ったことは一切なく、また、Aとの面識、接点は一切なかったのであるから、Aの不法行為、証拠のねつ造に加担した事実はない。

(5) 原告は、内容虚偽の本件図面を別訴に提出されたことにより、精神的苦痛を被った。これを慰謝するには 150 万円が相当である。

←否認する。

以上

裁判官認印

第 2 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示 平成〇年（ワ）第〇号, 平成〇年（ワ）第〇号

期 日 平成〇年〇月〇日午前〇時〇分

場所及び公開の有無 ○○地方裁判所民事第〇部法廷で公開

裁 判 官 ○ ○ ○ ○

裁 判 所 書 記 官 ○ ○ ○ ○

出頭した当事者等 原告（反訴被告）代理人 ○○
原告（反訴被告）代理人 ○○
被告（反訴原告）代理人 ○○

指 定 期 日 平成〇年〇月〇日午後〇時〇分（判決言渡し）

弁 論 の 要 領 等

当事者双方

弁論準備手続の結果陳述

原告（反訴被告）

- 1 平成■年■月■日付原告第3準備書面陳述
- 2 被告申請の人証申請については、原告第3準備書面に記載したとおりで、不要である。

被告（反訴原告）

平成■年■月■日付準備書面7陳述

当事者双方

- 1 錯誤に関する当事者の主張は、別紙のとおりである。

2 ほかに主張及び立証はない。

証拠関係別紙のとおり

裁 判 官

弁論終結

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

【錯誤について】

(被告の主張)

- (1) 被告は、本件株式譲渡契約を締結した当時、①被告が [REDACTED] の商号を変更すること、②[REDACTED] が運営していた [REDACTED] 内のゲームセンターの店舗名を変更することについて、[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED] 社の承諾がなかったにもかかわらず、同社の承諾があるものと信じていた。
- (2) 被告は、本件株式譲渡契約を締結するに当たり、原告に対し、①及び②について、[REDACTED]
[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED] 社の承諾を取るよう求めたところ、原告から同社の承諾を得た旨を告げられたため、これを動機として本件株式譲渡契約を締結する旨を明示又は黙示に表示の上、本件株式譲渡契約を締結した。

(原告の主張)

- (1) ①及び②についての [REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED] 社の承諾の有無は、本件株式譲渡契約の重要な要素ではない。
- (2) 被告は、原告に対し、①及び②についての動機を明示又は黙示に表示していない。
- (3) 万一、被告に錯誤があったとしても、被告にはかかる錯誤に陥ったことについて重大な過失がある。

(資料10)

事前提出された合議メモの記載事項について¹

1 爭点整理進行中の合議メモ（全18通）

※ 主として和解協議ための合議メモ〔下記2〕、結審段階の合議メモ〔下記3〕、人証調べ期日及び次回が人証調べ期日の合議メモを除く。

(1) 分量

- | | |
|-----------|------|
| 1頁 | … 6通 |
| 2頁以上5頁未満 | … 8通 |
| 5頁以上10頁未満 | … 4通 |

(2) 記載内容

ア 請求の趣旨若しくは訴訟物又は双方（7通）

イ 事案の概要

(ア) 新様式の判決書に記載されるものと同程度の事案の概要（13通）

(イ) 爭点・検討すべき事項（14通）

(ウ) 当事者の主張（13通）

(エ) 爭点（主張）整理案又はこれに類するもの（4通）

(オ) 時系列表（2通）

ウ 前回までの経緯（10通）

エ 今回の進行（18通）

うち新たに提出された準備書面等の中身について記載されているもの

（5通〔端的に骨子を記載したものが3通、要旨を記載したものが2通〕）

オ 今後の審理の方針・見通し（7通）

※ 単に相手方当事者に反論を求めるという程度のものは除く。

カ 心証（11通）

(ア) 爭点や検討すべき事項ごとに数行程度で簡潔な検討が記載されているもの（8通）

(イ) 爭点や検討すべき事項ごとに詳細な検討が記載されているもの（3通）

2 主として和解協議を行う期日又は和解案検討のための合議メモ（全10通）

(1) 分量

¹本資料は、各協議員から提出された合議メモに記載されている事項を民事局において取りまとめたものであり、必ずしも合議メモに記載されている全ての事項を取り上げている訳ではない。

1 頁 … 2 通
2 頁以上 5 頁未満 … 4 通
5 頁以上 10 頁未満 … 3 通
10 頁以上 … 1 通 (11 頁)

(2) 記載内容

ア 提示する和解案 (10 通)

- (ア) うち和解条項案が添付されているもの (1 通)
- (イ) うち提案理由の要旨が付記された和解案が添付されているもの (1 通)

イ 和解案の根拠 (10 通)

- (ア) うち当事者の主張に対する簡潔な評価が記載されているもの (4 通)
- (イ) うち具体的な証拠やその評価の検討が記載されているもの (6 通)

ウ 和解協議の方法

- 各当事者への説明・説得ぶりについての検討が記載されているもの (2 通)

3 結審段階 (全4通)

※ (1) の①ないし④は、(2) の①ないし④とそれぞれ対応関係にある。

(1) 分量

- ① 2 頁 … 1 通 (処分取消請求事件。本人訴訟)
- ② 5 頁 … 1 通 (オプション変動金支払等請求事件)
- ③ 6 頁 … 1 通 (解約金条項使用差止請求事件)
- ④ 7 頁 … 1 通 (動産引渡請求控訴事件)

(2) 記載内容

ア 心証等

- ① 簡潔な判決の見通し
- ②, ③ 争点及び当事者の主張の要旨、それに対する検討
- ④ 判決書の骨子

イ スケジュール

- ④ 各裁判官の起案の手持ち時間

以上

平成27年度民事事件担当裁判官事務打合せ

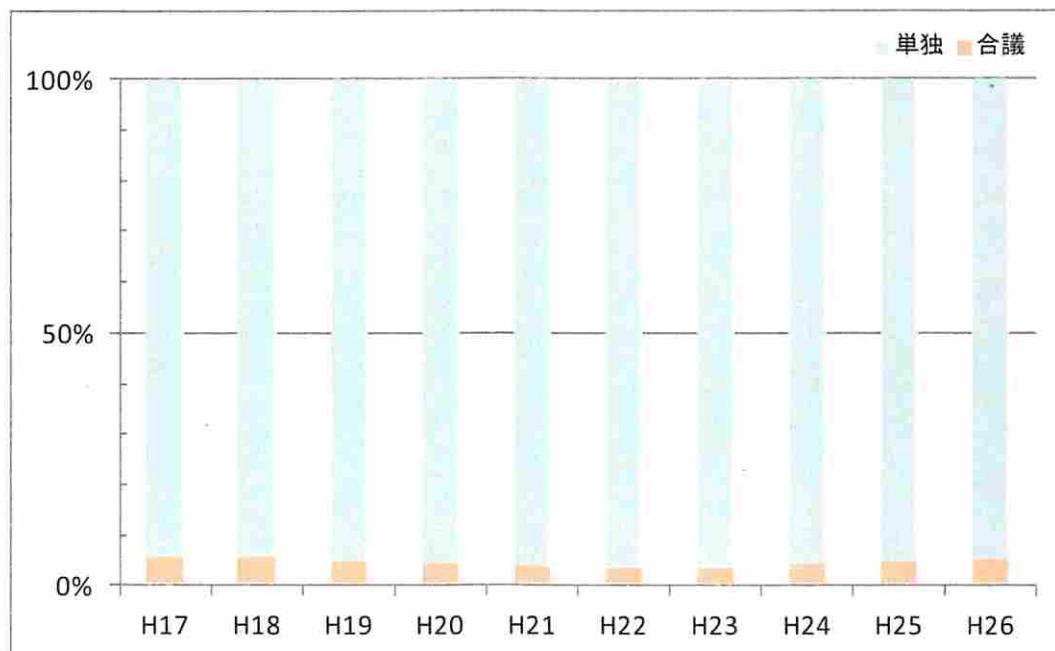
統計資料（追加分）

【グラフ17】審理期間別の合議・単独事件の割合（本庁及び合議取扱支部のワ号既済事件）	1
【グラフ18】合議・単独事件にしめるそれぞれの訴額別事件割合（本庁及び合議取扱支部のワ号既済事件）	3
【グラフ19】訴額別合議事件割合（本庁及び合議取扱支部のワ号事件のうち金銭その他を除いた既済事件）	3
【グラフ20】訴額別平均審理期間（本庁及び合議取扱支部のワ号既済事件）	4
【グラフ21】合議・単独別の和解率の推移（ワ号既済事件）	5

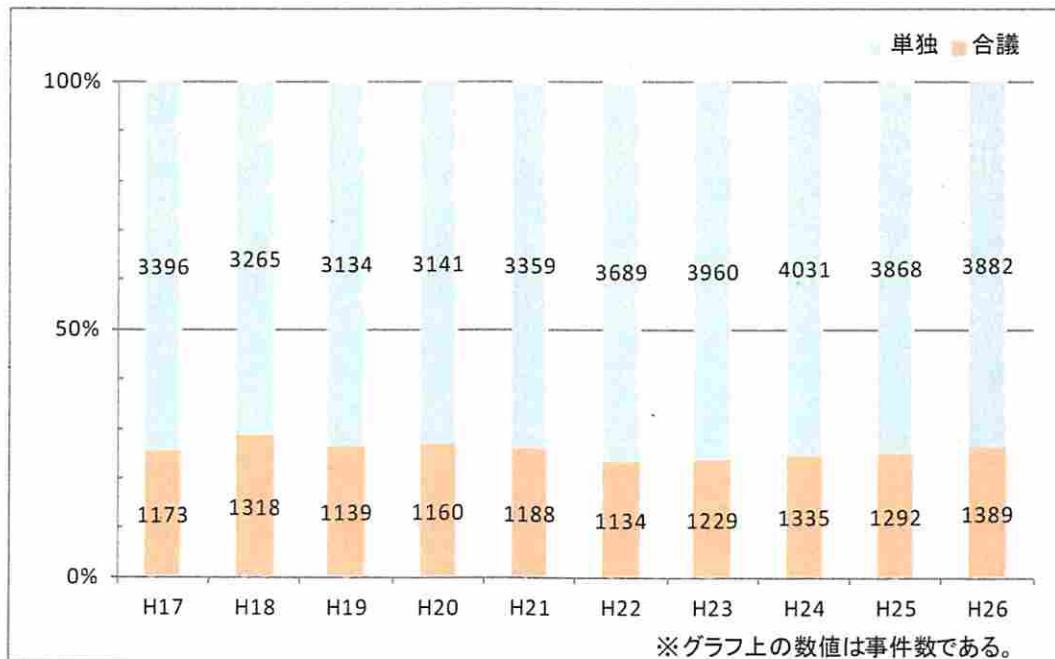
(注) ① 審理期間については、裁判所で一般に公表している審理期間代表値ではなく、実数值（N値）を用いている。
② 平成26年の数値は、速報値である。

【グラフ17】審理期間別の合議・単独事件の割合（本庁及び合議取扱支部のワ号既済事件）

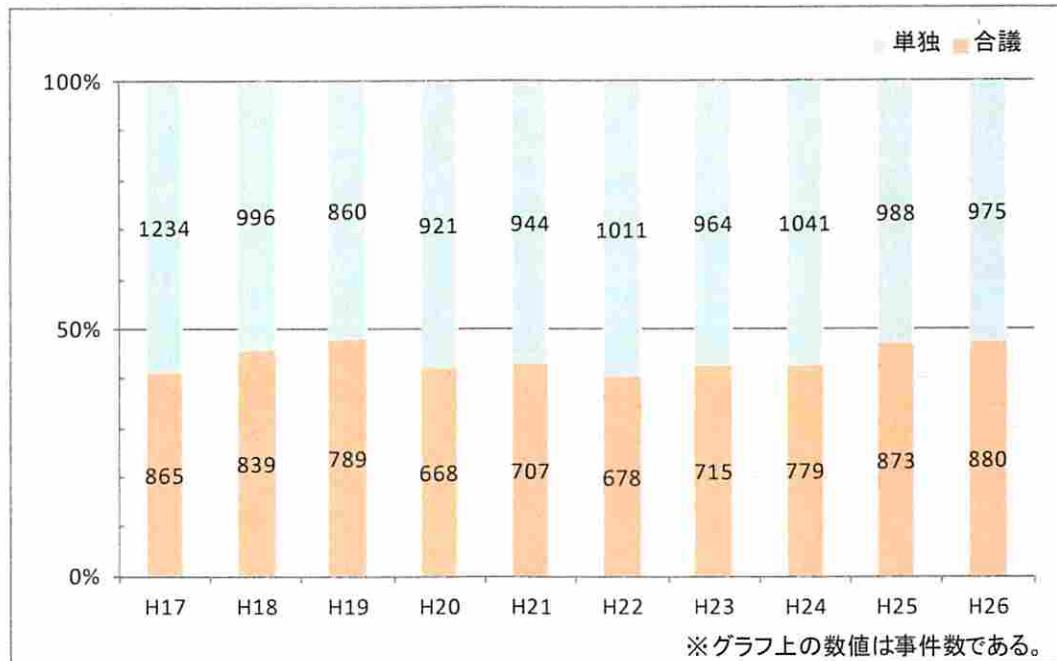
① ワ号事件全体



② 審理期間 2 年超 3 年以内のワ号事件



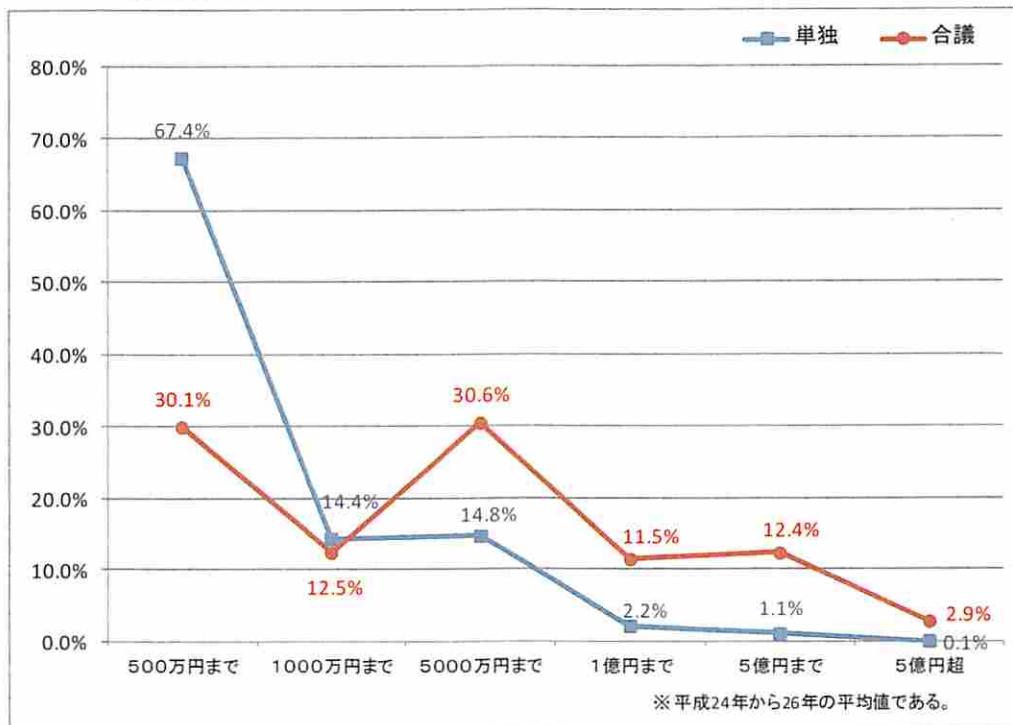
③ 審理期間 3年超 5年以内のワ号事件



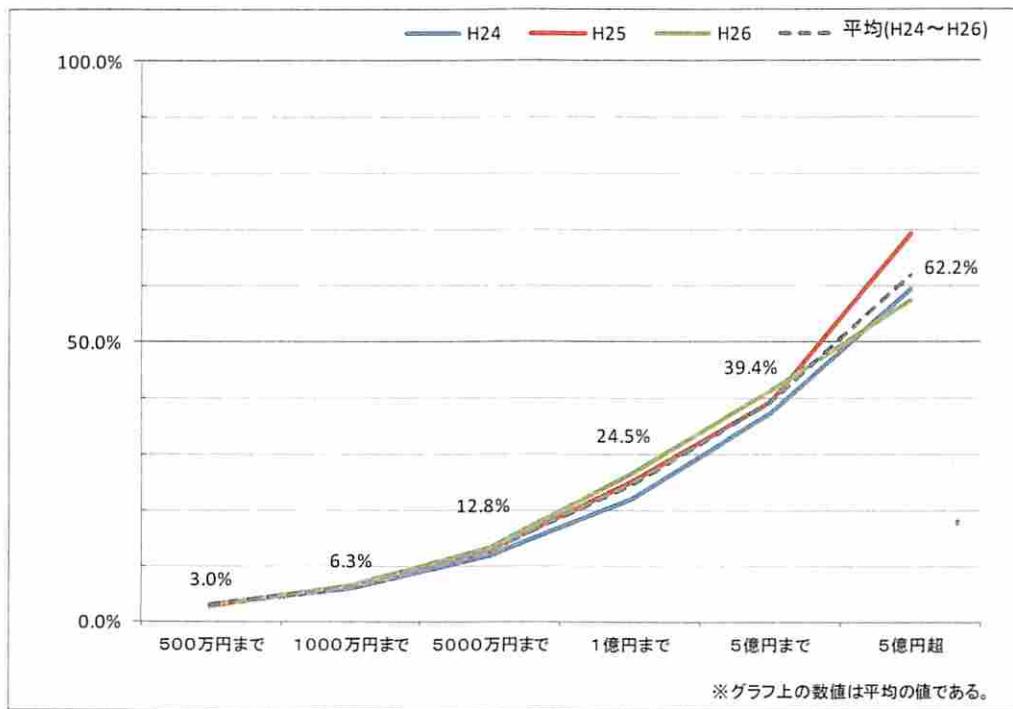
④ 審理期間 5年超のワ号事件



【グラフ18】合議・単独事件にしめるそれぞれの訴額別事件割合¹（本庁及び合議取扱支部のワ号既済事件）



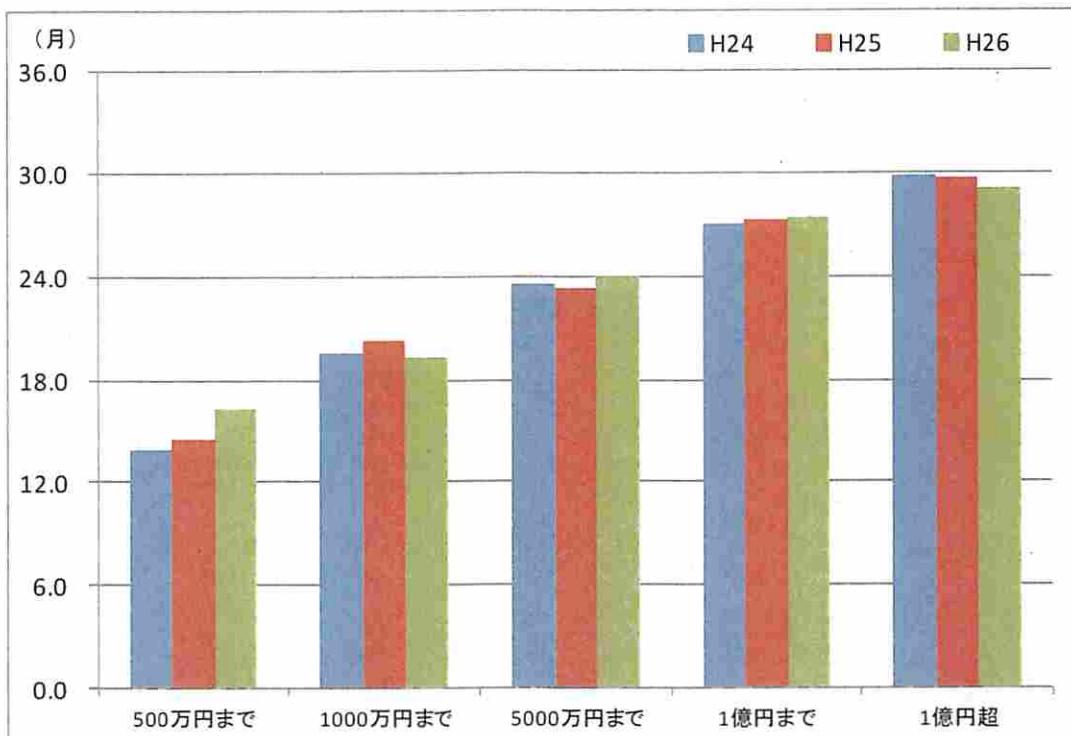
【グラフ19】訴額別合議事件割合（本庁及び合議取扱支部のワ号事件のうち金銭その他を除いた既済事件）



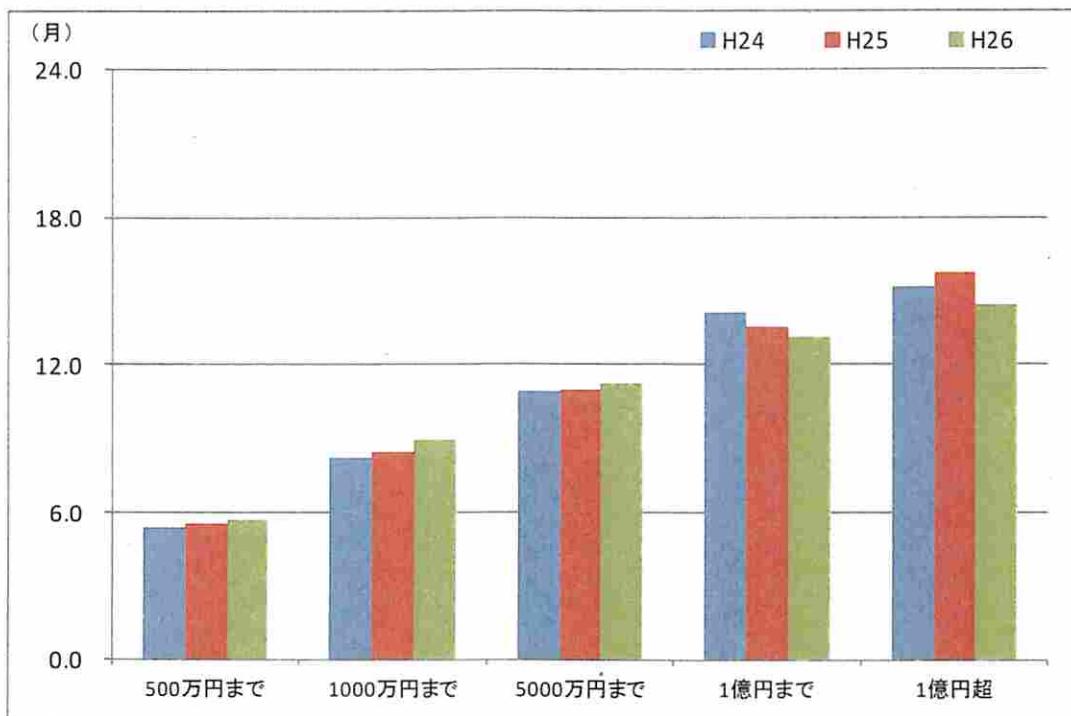
¹ 以下【グラフ18】～【グラフ20】につき、いずれも算定不能を除いている。

【グラフ20】訴額別平均審理期間（本庁及び合議取扱支部のワ号既済事件）

① 合議事件

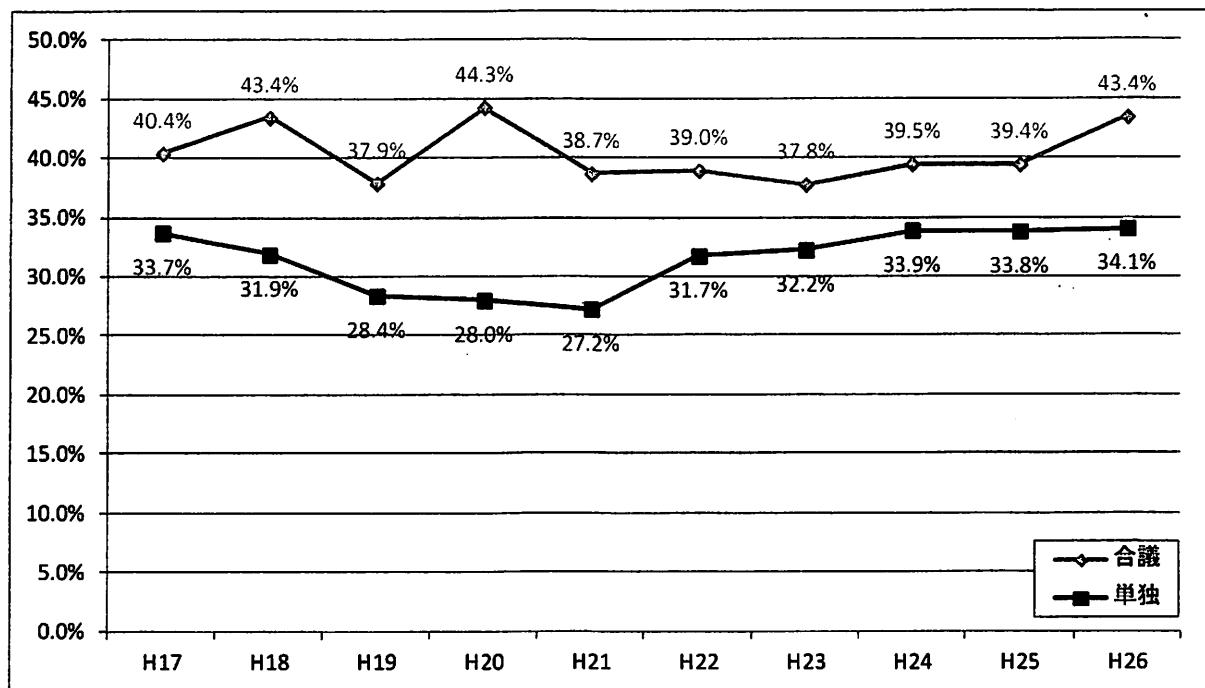


② 単独事件

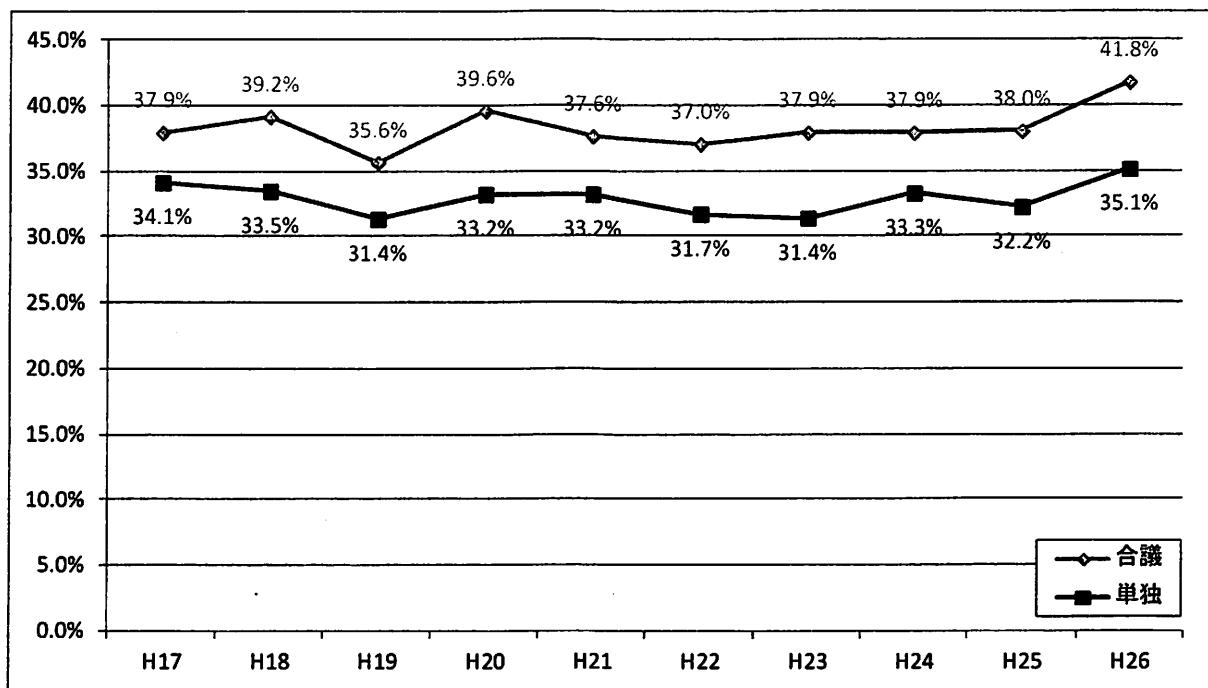


【グラフ21】合議・単独別の和解率の推移（ワ号既済事件）

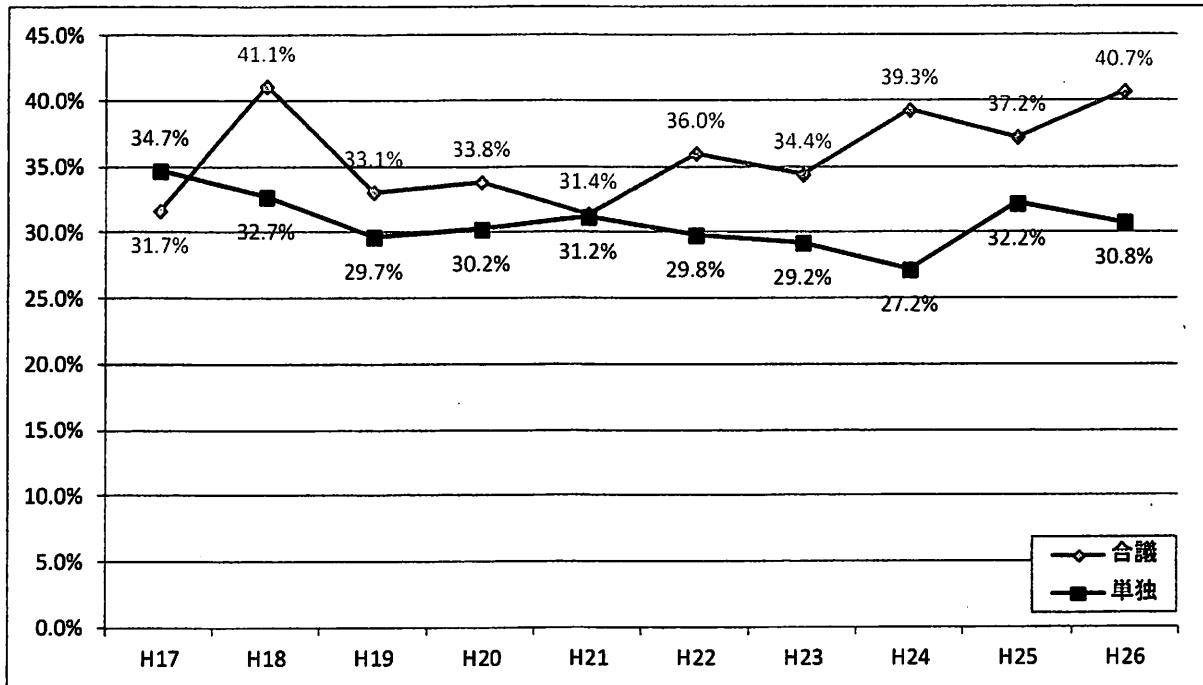
① ワ号事件全体



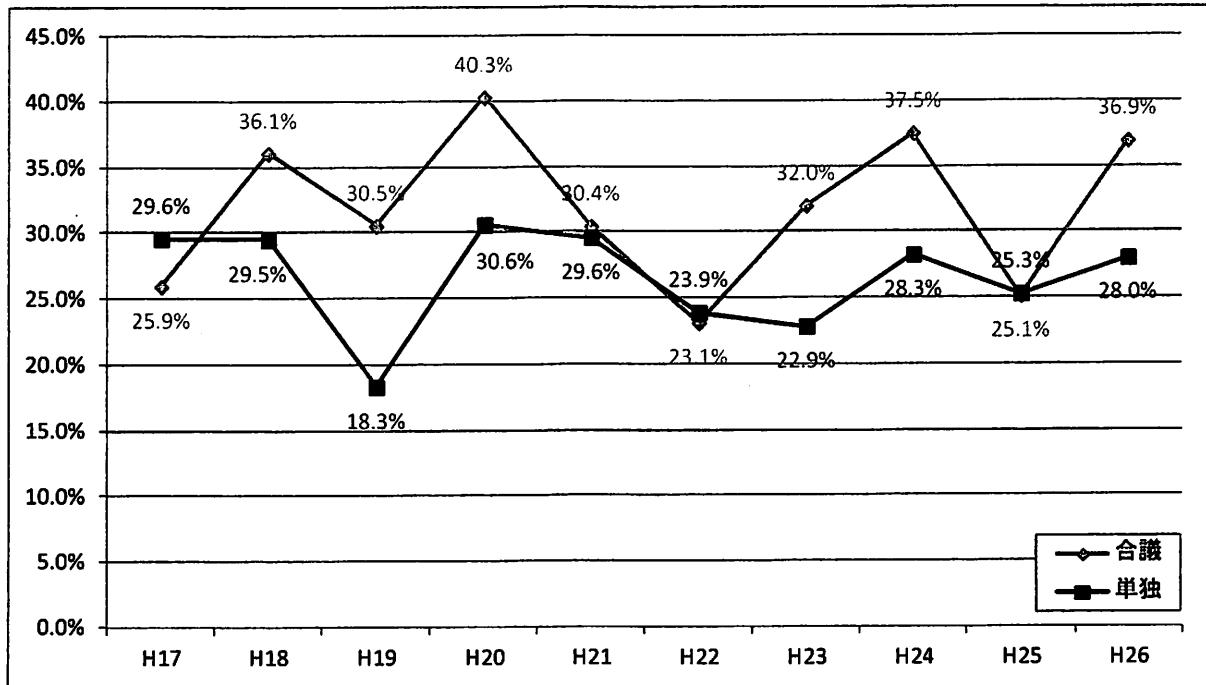
② 審理期間2年超3年以内のワ号事件



③ 審理期間 3年超 5年以内のワ号事件



④ 審理期間 5年超のワ号事件



民事訴訟規則の一部を改正する規則の概要

《規則改正の経緯》

- 消費者裁判手続特例規則の検討を契機
 - 多数の当事者又は利害関係人が関与する訴訟への対応の拡充
- 非訟事件手続規則制定時に現在の民事訴訟の実務運用を踏まえて先行して規定を整備
 - これらの民事訴訟規則への整備
- ➡ これらに関する規定等についての民事訴訟規則を改正

1 多数の当事者又は利害関係人が関与する訴訟への対応の拡充

- 当事者の一方に訴訟代理人が数人ある場合の連絡担当訴訟代理人について、大規模訴訟に限らず、民事訴訟一般に利用できるようにする規定
(23条の2の新設、166条の削除)
- 訴訟記録の閲覧謄写等の請求の方式（書面での請求等）を定め、閲覧謄写を対象となる書面の写しによってさせることができるなどを定める規定
(33条の2の新設)

2 非訟事件手続規則制定時に新設された規定の民事訴訟規則への整備

- 裁判所が、当事者に限らず書面の提出者一般に電磁的記録の提供を求められることとし、さらに「書面の写し」についても提出を求められることとする規定
(3条の2の改正、同条2項の新設)
- 訴訟上の救助の申立ての方式（書面での申立て）を定める規定
(30条1項の新設)
- 準備書面の直送を受けた場合に限らず、書面の直送を受けた場合一般について、受領書面の直送及び裁判所への提出を義務付ける規定
(47条5項の新設、83条2項・3項の削除)
- 197条(上告裁判所への事件送付)同様に、控訴提起による控訴裁判所への「事件の送付」の規律の明文化(174条の改正)

3 その他

- 抗告状及び抗告理由書の写しの相手方への送付について定める規定
(207条の2の新設)

(施行期日)

平成28年1月1日

(経過措置)

- ・ 改正後の規則の規定は、原則として施行前に生じた事項にも適用(ただし、既に、改正前の規定により生じた効力は妨げない。)

消費者裁判手続特例法及び規則の構造

